

藤沢市図書館情報セキュリティポリシー

< 対策基準 >

基本編

藤沢市総合市民図書館

文書の新規発行／改定

版数	改正／施行年月日	文書の新規制定／改定内容	承認者	作成部署	文書整理番号
00	改正：平成 年 月 日 施行：平成 24年 6月 1日	新規制定	永井 生涯学習 部長	総合市民 図書館	247331000398
01	改正：令和 元年 11月 1日 施行：令和 元年 11月 1日	ネットワーク機器更新に伴う変更	神原 生涯学習 部長	総合市民 図書館	011941000444
02	改正：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				
03	改正：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				
04	改正：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				
05	改正：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				
06	改正：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				

(注意)

- (1) 本文書を一部改定したときは、当該一部改正に係る部分（影響するページ）を加除方式により差し替え、最新化する。
- (2) 本文書を全部改定したときは、改正前の本文書を各所管において速やかに撤去し、廃棄するものとする。
- (3) 文書の新規制定／改定内容は、制定及び改定の都度、当該制定及び改定の履歴を記載したものと差し替える。

目 次

<基本編>

1. 目的	1
2. 対象範囲	1
3. 組織及び体制	2
3.1. 情報セキュリティ推進体制	2
3.2. 情報セキュリティ組織員の構成員と役割の概要	3
4. 定義	3
5. 情報資産の分類	5
6. 情報資産への脅威	6
7. 情報セキュリティ対策	6
8. 情報セキュリティ実施手順の策定	6
9. 情報セキュリティ監査の実施	7
10. 評価及び見直しの実施	7
11. 『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー』に定めない事項	7
12. 『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー』の公開	7
13. その他特記事項	7

<基本編>

1. 目的

藤沢市図書館が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持・向上するための対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）を、遵守すべき行為や判断等の基準を統一的なレベルで定め、統合的、体系的かつ具体的に取りまとめるため、『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー<対策基準>』を策定する。

本対策基準は藤沢市図書館が保有する情報資産に関する業務に携わる職員、非常勤職員及び短時雇用職員（以下「職員等¹」という。）並びに図書館業務委託事業者の職員（以下「委託スタッフ」という。）並びに外部委託事業者²に対し、情報セキュリティの維持、強化を促すものである。

『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー』の体系を以下とする。

- ・『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー<対策基準>基本編』
- ・『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー<対策基準>詳細編』

2. 対象範囲

本対策基準は、藤沢市図書館が所有する情報資産のすべてを対象とする。藤沢市図書館には、総合市民図書館（以下、「総合館」という。）、南市民図書館、辻堂市民図書館、湘南大庭市民図書館（以下、「分館」という。）、11市民図書室（以下、「図書室」という。）を含む。また、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）（以下「条例」という。）第4条第1項第2号に規定する個人情報の取扱いについては、総合館の責務とする。

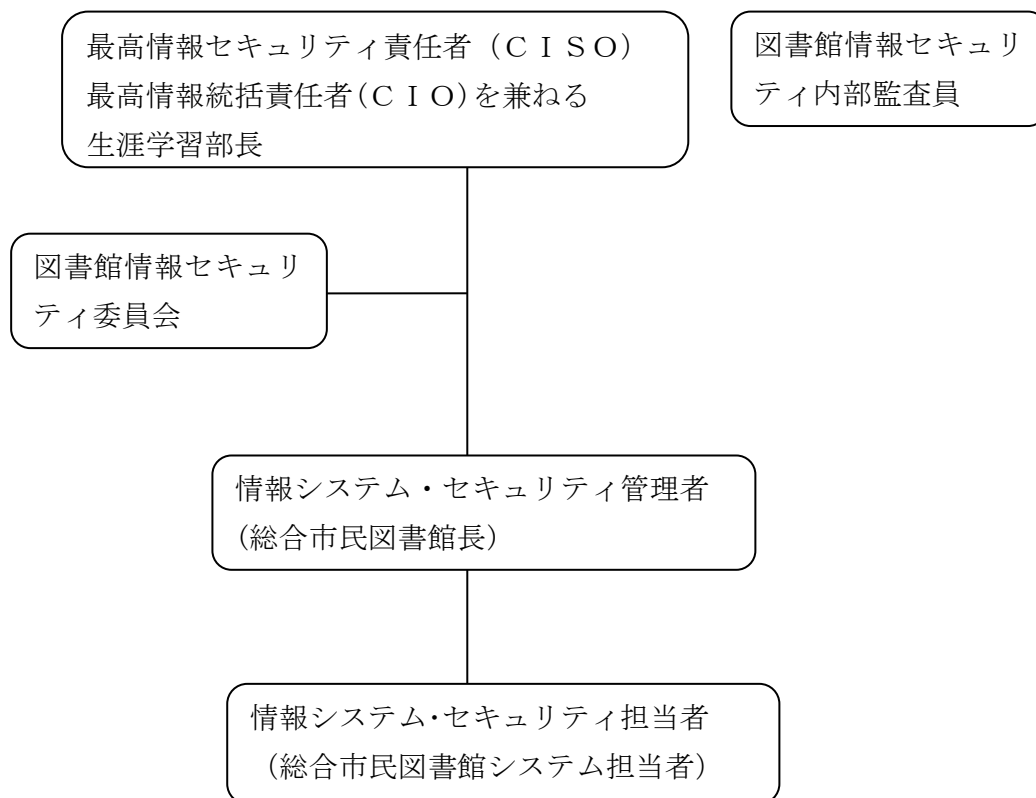
¹職員等における非常勤職員及び短時雇用職員について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が、令和2年4月1日に施行されるものであることを踏まえ、施行日から「会計年度任用職員」と読み替える。

²外部委託事業者とは、図書館システム開発業者のこと。

3. 組織及び体制

藤沢市図書館の情報資産について、情報セキュリティ推進体制を組織し、情報セキュリティ対策を推進する。

3.1. 情報セキュリティ推進体制



3.2. 情報セキュリティ組織員の構成員と役割の概要

組織名称	構成員・担当者	役割の概要
最高情報セキュリティ責任者 兼最高情報統括責任者 (CISO, CIO)	生涯学習部長	情報セキュリティ運営の最高責任を持つ
図書館情報セキュリティ内部監査員	生涯学習総務課長	図書館における情報セキュリティの内部監査をする
図書館情報セキュリティ委員会	委員長：最高情報セキュリティ責任者 副委員長：情報システム・セキュリティ管理者 委員：藤沢市図書館の職員から選出	情報セキュリティ推進に関する重要な意思決定をする
情報システム・セキュリティ管理者	総合市民図書館長	図書館における情報セキュリティに関する責任を持つ
情報システム・セキュリティ担当者	総合市民図書館システム担当者	情報システム・セキュリティ管理者を補佐し、館内における情報セキュリティ対策を推進する

4. 定義

(1) 情報システム

総合館及び分館に設置されているコンピュータシステム（ネットワーク、ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(2) 情報資産

組織が持つ情報と情報システム及びこれらが適切に保護され機能するために必要な要件の総称をいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産に関し機密を保持し（機密性）、正確性及び完全性を維持し（完全性）、定められた範囲内において利用可能な状態（可用性）にすることをいう。

(4) 記録媒体

記録媒体とは、次に掲げるものをいう。

ア 磁気式、光学式、半導体メモリ等、電子データとして情報を記録する媒体をいう。

イ ハードディスク等コンピュータ内において磁気データとして情報を記録する媒体、ハードディスクが取外し不可能な場合や取外していない場合は、当該コンピュータ自体も記録媒体と
いう。

ウ 情報をバーコード等復元又は解読可能な形式で印字した紙等媒体をいう。

(5) 端末

端末とは、パーソナルコンピュータ及び、利用者がコンピュータにデータを入出力するための

機能を備えた装置をいう。

(6) ネットワーク

ネットワークとは、藤沢市図書館が所掌する情報通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

ア 総合館業務系 LAN：総合市民図書館内に構成され、資料貸出記録等の重要な個人情報等を保存した各種情報システムが稼動するサーバ及びその端末が接続された LAN で、総合館情報系 LAN、非公開系 WAN、Web 公開系 LAN、インターネット、利用者系 LAN とは、物理的又は論理的に独立したネットワークである。

イ 分館業務系 LAN：分館内に構成され、総合館業務系 LAN 上の資料貸出記録等の重要な個人情報等へのアクセス可能な端末が接続された LAN で、非公開系 WAN で総合館業務系 LAN と接続され、Web 公開系 LAN、インターネット、総合館情報系 LAN、分館情報系 LAN、利用者系 LAN とは、物理的又は論理的に独立したネットワークである。

ウ 総合館情報系 LAN：総合館内に構成され、インターネットを利用するためのサーバ及びその端末が接続された LAN で、総合館業務系 LAN、非公開系 WAN、Web 公開系 LAN、インターネット、利用者系 LAN とは、物理的又は論理的に独立したネットワークである。

エ 分館情報系 LAN：総合館情報系 LAN 上にアクセス可能な端末が接続された LAN で、非公開系 WAN で総合館情報系 LAN と接続され、総合館業務系 LAN、分館業務系 LAN、Web 公開系 LAN、インターネット、利用者系 LAN とは、物理的又は論理的に独立したネットワークである。

オ 非公開系 WAN：総合館業務系 LAN・情報系 LAN と分館業務系 LAN・情報系 LAN を接続する WAN で、各業務系 LAN、情報系 LAN、Web 公開系 LAN、インターネットとは、物理的又は論理的に独立したネットワークである。

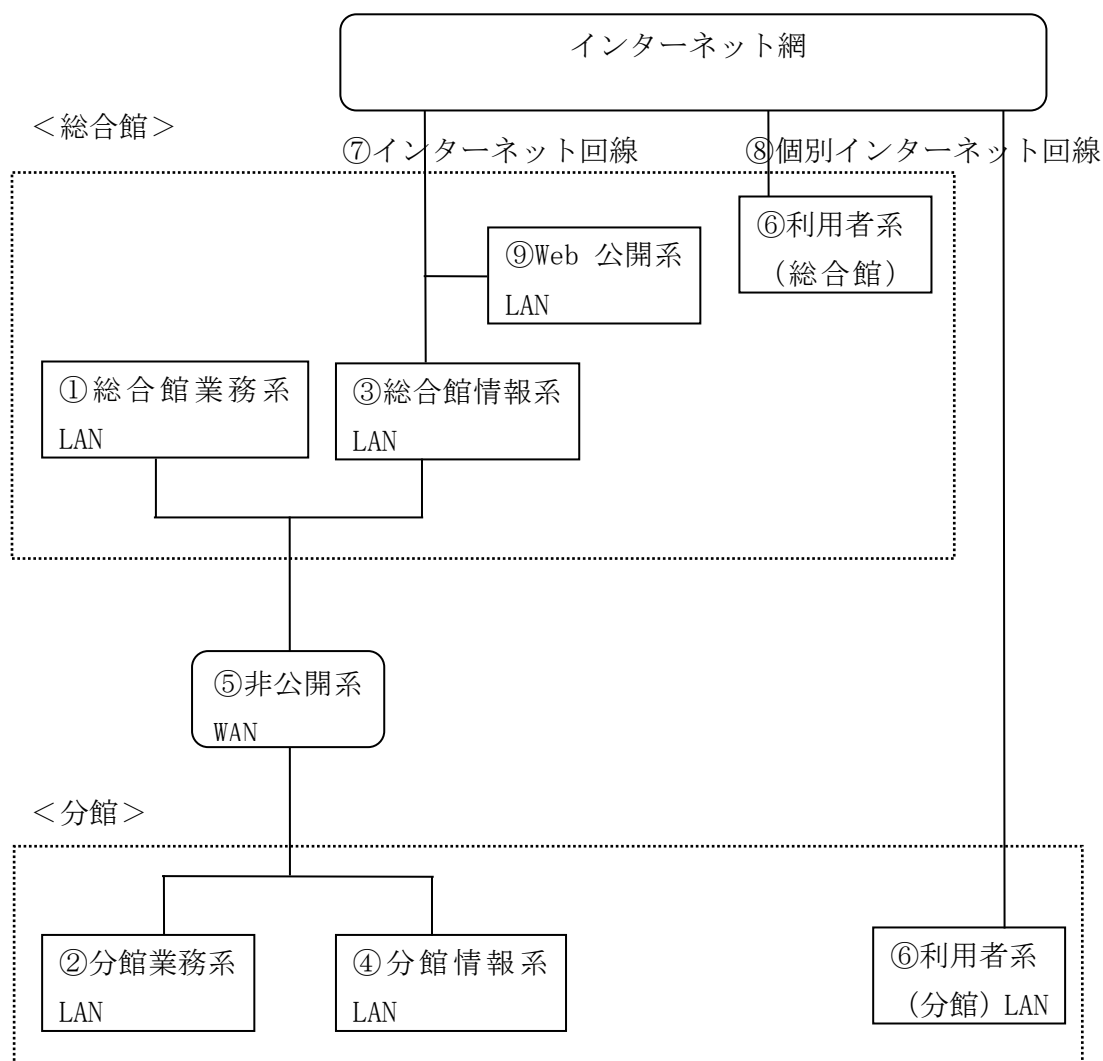
カ 利用者系 LAN：各館内に構成され、総合目録検索、大学図書館蔵書検索等のインターネット利用のためのインターネット端末が接続された LAN、又はインターネット利用のための専用端末をいう。

キ インターネット回線：インターネット接続事業者の回線と総合館情報系 LAN に設置された当該接続設備で、インターネット接続事業者の回線は総合館にのみ用意される。

ク 個別系インターネット回線：インターネット接続事業者の回線と各館利用者系 LAN に設置された当該接続設備で、インターネット接続事業者の回線は各館にそれぞれ用意され、異なる拠点での共有は行わない。インターネット回線とは、物理的に独立したネットワークである。

ケ Web 公開系 LAN：総合館内に構成され、Web サービス（図書館ホームページ公開）を提供するためのサーバを接続する LAN で、各業務系 LAN、情報系 LAN、非公開系 LAN、利用者系 LAN とは、物理的又は論理的に独立したネットワークである。ここに設置されるサーバには、個人情報は保存されない。

コ 相関図



(7) 装置

装置とは、次に掲げるものをいう。

ア DVD、CD、USB等の記録媒体を用いてコンピュータの補助及び拡張機能を実現するためにコンピュータに接続又は内蔵された機械。

イ 耐震や防塵等の適切なコンピュータ機器の設置、又はネットワークの敷設を行うための設備。

ウ コンピュータ機器（ネットワークを含む）。

5. 情報資産の分類

情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うことをいう。

6. 情報資産への脅威

本対策基準を策定する上で、脅威の発生度合や発生した場合の影響を考慮すると、特に認識すべき脅威は、次のとおりである。

- (1) 部外者による故意の不正アクセス，不正操作によるデータ又はプログラムの持出し，盗聴，改ざん及び消去，機器又は媒体の盗難，サービス妨害等。
- (2) 職員等，委託スタッフ及び外部委託事業者による意図しない操作，故意の不正アクセス，不正操作によるデータ又はプログラムの持出し，盗聴，改ざん及び消去，機器又は媒体の盗難及び許可されていない端末の接続によるデータの漏えいや情報システムの停止等。
- (3) コンピュータウイルス，地震，落雷，火災等の災害並びに事故，故障等によるサービス業務の停止。
- (4) 著作権法等の法令に反するソフトウェアの保持，複製，利用等。
- (5) インターネット等の公共ネットワークにおける公的秩序に反する発言等による社会的信用の低下等。

7. 情報セキュリティ対策

6. で示した脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを有する施設への不正な立ち入り，及び情報資産の損傷，妨害等から保護するために物理的な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限及び責任を定め，職員等並びに委託スタッフに『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー』の内容を周知徹底する等，十分な教育及び啓発をするための対策を講じる。

(3) 技術及び運用におけるセキュリティ対策

外部からの不正なアクセス等から情報資産を適切に保護するため，情報資産へのアクセスの制御，ネットワーク管理等の技術面対策，また，システム開発等の外部委託，ネットワークの監視，『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー』の遵守状況確認等の運用面での対策，及び緊急事態が発生した際の迅速な対応を可能とするため，危機管理対策を講ずる。

8. 情報セキュリティ実施手順の策定

本対策基準を遵守して情報セキュリティ対策を実施するために，個々の情報資産の対策手順等をそれぞれ定めていく必要がある。そのため，情報資産に対する脅威及び情報資産の重要度に対応する本対策基準の基本的な要件に基づき，藤沢市図書館が所掌する情報資産の情報セキュリティ実施手順を策定する。

9. 情報セキュリティ監査の実施

『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー』が遵守されていることを検証するため、必要に応じて監査を実施する。

10. 評価及び見直しの実施

図書館情報セキュリティ内部監査員による監査の結果等により、『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー』に定める事項及び情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー』の見直しを実施する。

11. 『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー』に定めのない事項

『藤沢市情報セキュリティポリシー』に定めのない事項について、緊急に対処又は解決すべき事案が発生した場合には、所属長等の指示に従い適切な措置を講じなければならない。当該事案の緊急性によりやむを得ない場合に限り、図書館情報セキュリティ委員会に事後報告とすることができる。

12. 『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー』の公開

『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー<対策基準>基本編』は公開とする。公にすることにより藤沢市の図書館運営に重大な支障を及ぼす恐れがあるため、『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー<対策基準>詳細編』は図書館業務委託事業者と委託スタッフ以外には非公開に、情報セキュリティ実施手順は非公開とする。

13. その他特記事項

図書館業務委託事業者については、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館の貸出・返却業務、利用者管理業務、予約業務など図書館利用者の個人情報を含む情報資産を扱う図書館業務の一部を委託している。そのため、本図書館の情報資産を保護するためには、委託スタッフによる情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持・向上が必要不可欠となる。以上から、委託スタッフについては、藤沢市と業務委託をしている事業者の職員ではあるが、『藤沢市図書館情報セキュリティポリシー』のうち遵守すべき内容を職員等と同等に設定する。